

議案第 8 5 号 鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例に対する修正動議

上記の動議を別紙のとおり、地方自治法第 1 1 5 条の 3 及び会議規則第 1 6 条の規定により提出します。

令和 6 年 1 2 月 2 0 日

鈴鹿市議会議長

池上 茂樹 様

提出者

鈴鹿市議会議員 中西 大輔

鈴鹿市議会議員 市川 昇

鈴鹿市議会議員 藤井 栄治

提案理由

議案第 8 5 号 鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に対して、市立体育館電灯使用料では競技場の使用面積がその床面積の 2 分の 1 を超える場合の区分に、JISスポーツ照明基準に対応した「4 分の 1 点灯」を追加し、その 1 時間当たりの使用料として「1,000 円」とすることと、冷暖房設備使用料について 1 時間当たりの使用料を正体育館「3,300 円」、副体育館「1,320 円」とする修正を提案するものです。